

熱海市教育振興審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月15日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第17号

熱海市教育振興審議会条例の一部を改正する条例

熱海市教育振興審議会条例（平成21年熱海市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「熱海市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、」を削る。

第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。

第2条中「とし、学識経験を有する者、市の職員その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する」を「で組織する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 幼児、児童又は生徒の保護者
- (3) 教育関係者
- (4) 市の職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（所掌事務）

第2条 審議会は、熱海市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 熱海市教育振興基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2) その他審議会において必要と認められる事項

附則第2項中「施行後」の次に「及び委員の任期の満了後」を加え、「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「教育委員会委員長」を「教育長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。